

策 定 年 度 (策定年月日)	令和5年度 (令和5年5月8日)
計 画 期 間	令和5年度～令和9年度

農村地域への産業の導入に関する実施計画書
(北栄町国坂地区)

令和5年5月

鳥取県東伯郡北栄町

目次

前文	1
第1 産業導入地区の区域	3
第2 導入すべき産業の業種及び規模	5
第3 導入される産業への農業従事者の就業の目標	6
第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標	6
第5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項	7
第6 導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項	9
第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の産業への就業の円滑化に関する事項	9
第8 産業の導入と相まって農業構造の改善を促進させるために必要な農業生産の 基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項	10
第9 その他必要な事項	10

○立地条件表（別添）

○添付図面

別紙1 産業導入地区位置図

別紙2 農用地区域図

別紙3 周辺圃場整備等の状況

別紙4 周辺企業の立地状況及び町内産業導入地区位置図

前 文

1 計画の位置付け

(1) 本実施計画は、「北栄町まちづくりビジョン(平成30年12月策定、令和5年3月改訂)」及び「北栄町まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成27年8月策定、令和2年8月改訂)」を踏まえ、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第5条の規定に基づき、産業の導入に関する実施方針を定める。

(2) 本実施計画における産業導入地区は、国坂地区に設定するものである。

2 地域の概要

(1) 位置及び現況

本町は、平成17年に旧北条町と旧大栄町が合併してきた町で、鳥取県の中央部に位置している。

全町域の約7割は、田畑と山林が占めており、町の中央部には二級河川の由良川、東側境界には一級河川の天神川がそれぞれ南北に伸び、日本海に流れている。

本町の交通体系は、JR山陰本線の停車駅が2駅あるほか、一般国道9号及び一般国道313号(地域高規格道路北条湯原道路)の結節点に位置し、鳥取県中部の交通の要衝となっている。また、後述のとおり、道路網の整備が進められており、広域からのアクセス向上も期待される。

(2) 人口の動向

本町の人口は、合併前の平成7年17,228人をピークに減少を続け、令和2年で14,228人と、減少傾向は顕著である。[出所:国勢調査]

さらに、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年に公表した将来人口推計では、本町の総人口は、令和22年(2040年)に10,769人まで減少するとされている。

これらを受け、「北栄町人口ビジョン」では、令和22年総人口約11,200人を確保することを目標とし、若者の定着が図られるような地域活性化策に取り組むこととしている。

(3) 農業及び商工業の概要

① 農業

農業は本町の主要産業となっており、中国地方最高峰である大山の火山灰が降り積もってできた黒ぼく土の丘陵地帯では、2019年にGI(地理的表示)登録がなされた大栄西瓜、秋冬野菜、花き等が、本地区が含まれる北条砂丘地帯では、全国一位の出荷量を誇る鳥取県内で2番目の生産地であるらっきょう、ぶどう、ねばりっこ(鳥取県県園芸試験場で開発された新品種の長芋)、白ねぎ、新国立競技場をはじめとする全国各地で使用されるほど高品質な芝等の生産が行われており、土地の特性を活かした多様な農産物が生産されている。また、砂丘地で栽培されたぶどうを活用したワイン造りが行われており、中四国地域では最古のワイナリーが存在するなど、極めて多種多様な特産品が存在する県下有数の農業地帯である。

② 工業等

本町の商工業事業所数(人口千人当たり)は、39.4、従業者数(同)は272.6で、県下で中位よりやや下に位置している。

高い技術力を誇る製造事業者は存在するものの、事業所の総数としては近隣市町村に及ばない状況である。

3 計画策定の目的

本地区周辺では、鳥取県を東西に結ぶ山陰道のうち県内唯一のミッシングリンクである山陰道北条道路及び北条ジャンクションの建設が進められている。開通後は、広域的な道路ネットワークの形成により、人とモノの動きが大きく変化することが予想され、本地区は、町の産業振興に寄与する重要な地域となる。

そのような交通の要衝に位置する道の駅北条公園（以下、「道の駅」という。）であるが、公園施設であったものを平成5年に道の駅登録した経過があり、整備から30年近くが経過した現在、道の駅が本来有する地域振興機能（農林水産物直売施設及び飲食提供施設）を十分に持ち合わせておらず、地域で生産された農林水産物の販売強化の拠点としての役割を果たせていない。

これを受け、道路網の開通に先立ち道の駅を再整備し、地域振興施設内に新鮮な地元農林水産物を販売する農林水産物直売施設及びそれらを活用したメニューを提供する飲食提供施設を設けることとする。このことにより、農村地域に成長性と安定性のある産業の導入を図ることで、農林水産物の消費拡大による農業所得の向上を図り、農業従事者の減少に歯止めをかけるとともに、来駅者増加による地域活性化を目指し、本実施計画を策定するものである。

4 計画の目標年度

この実施計画の計画期間は、令和5年度からの5ヶ年とし、令和9年度までに産業導入の目的を達成するものとする。

第1 産業導入地区の区域

1 産業導入地区の名称

産業導入地区の名称	備考
国坂地区	新規

2 産業導入地区の所在、地番、面積等

所在				現況地目	面積 (㎡)	備考
市町村	大字	字	地番			
北栄町	国坂	小屋ノ前	1042-1	その他 (白地)	675.00	
北栄町	国坂	梅雨溜	1049-12	公園	1,835.00	
北栄町	国坂	西沖大野	1525-92	公園	11,257.00	
北栄町	国坂	西沖大野	1525-179	畑	117.00	
北栄町	国坂	西沖大野	1525-180	公衆用道路	120.00	北条砂丘土地改良区
北栄町	国坂	西沖大野	1525-181	畑	1,553.00	
北栄町	国坂	西沖大野	1525-222	畑	2.25	
北栄町	国坂	西沖大野	1525-225	畑	1,975.00	
北栄町	田井	沖浜	524	雑種地	33.00	
合計					17,567.25	

(現況地目別)

(単位：㎡)

農地等			宅地その他				合計
田	畑	計	宅地	うち施設用地等	その他	計	
	3,647.25	3,647.25			13,920.00	13,920.00	17,567.25

3 地域開発、土地利用計画諸法との関係

(1) 地域開発法等の指定

1. 首都圏整備計画 (首都圏整備法)	2. 近畿圏整備計画 (近畿圏整備法)	3. 中部圏開発整備計画 (中部圏開発整備法)	4. 北海道総合開発計画 (北海道開発法)
5. 山村振興計画 (山村振興法)	⑥. 農業振興地域整備計画 (農業振興地域の整備に 関する法律)	7. 過疎地域自立促進計画 (過疎地域自立促進 特別措置法)	⑧. 都市計画 (線引・ <u>非線引</u>) (都市計画法)
⑨. 地域経済牽引事業の 促進区域 (地域未来投資促進法)	10. 地域経済牽引事業の 重点促進区域 (地域未来投資促進法)		

(2) 農業振興地域整備計画関係

(用途区分別)

(単位：㎡)

農地	採草 放牧地	混牧 林地	農業用 施設用地	その他	合計
				17,567.25	17,567.25

①農業振興地域指定状況

指定年月日：昭和47年11月7日

範囲：5,676ha（本町は、町全域が農業振興地域に指定されている。）

②農用地区域

指定年月日：昭和49年3月11日

範囲：2,620ha

※本地区内に含まれる畑等3,767.25㎡は、本計画策定によらず、法の定めるところにより農業振興地域整備計画を変更し、農用地区域からの除外を行っている。

(3) 都市計画関係

(計画区分)

線引都市 計画区域		非線引都市 計画区域		準都市 計画区域		都市計画 区域外	都市計画 無
市街化 区域	市街化 調整区域	用途 地域	用途 地域外	用途 地域	用途 地域外		
1	2	3	④	5	6	7	8

(用途地域)

近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用	その他	未指定
1	2	3	4	5	6	⑦

(4) 土地利用基本計画関係

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園 地域	自然保全 地域	白地地域
1	②	3	4	5	6

(5) その他

①産業導入地区位置図（別紙1）

②農用地区域図（別紙2）

③周辺圃場整備等の状況（別紙3）

④周辺企業の立地状況及び町内産業導入地区位置図（別紙4）

4 産業導入地区の区域の設定の考え方

産業導入地区の選定に当たっては、安定的な農業経営の確保を前提に、以下のように検討し整理を行った。

(1) 基本的条件

①道の駅再整備基本計画（令和元年6月策定）において、交通の要衝に位置する現行敷地を活

用して道の駅再整備を行うことを定めている。

②道の駅周辺の交通量は、道路網の開通により平成27年約13,500台から令和12年推計で約29,000台へと大幅に増加する。

(2) 選定に至った理由

上記(1)により、道の駅再整備は、農村地域に成長性と安定性のある産業の導入を図る観点に鑑み、町内の交通の要衝に位置する現行敷地を活用し行うこととするが、増加する交通量に基づき設定された必要な駐車場台数及び導入すべき産業の規模からみて必要最小限度の用地を隣接地により確保し、道の駅用地に限定して産業導入地区に設定するものである。

現行敷地	隣接地	全体敷地
3筆、13,767㎡	6筆、3,800.25㎡ (うち農地4筆、3647.25㎡)	9筆、17,567.25㎡

第2 導入すべき産業の業種及び規模

令和9年度までに産業導入地区に導入すべき産業の業種及び規模は、次のとおりとする。

1 導入すべき業種

大分類	中分類	小分類
I 卸売業、小売業	58 飲食料品小売業	581 各種食料品小売業
		582 野菜・果実小売業
M 宿泊業、飲食サービス業	76 飲食店	761 食堂、レストラン

2 導入すべき業種選定の考え方

業種選定に当たっては、農村地域の住民が永続的に居住できるよう、必要な農地の確保及び地域農業の発展に資することを前提としつつ、安定的な就業機会を創出する必要がある。これを受け、農業振興に大きく寄与する道の駅を再整備することとし、道の駅の地域振興機能として設置する農林水産物直売施設及び飲食提供施設において展開される当該業種を導入するものである。

なお、選定した業種のいずれも常用雇用者が常駐化する業種である上、小規模農家、離農農家及び高齢農家等がその希望及び能力に応じて容易に就業し、継続できる業種である。

3 導入すべき産業の規模

業種 (小分類)	事業所数	施設用地面積	公共用施設用地面積	雇用期待従業員数	経済上の規模 (売上額)
581 各種食料品小売業	1	17,567.25㎡	17,567.25㎡	28人	233百万円
582 野菜・果実小売業					
761 食堂、レストラン					102百万円

※本地区に参入する企業は道の駅の指定管理者1者のみであり、全業種を一体として運営することから、業種毎での集計は行わず、合算して計上している。(就業目標についても同じ。)

第3 導入される産業への農業従事者の就業の目標

導入される産業に、令和9年度までに就業する農業従事者（その家族を含む。以下同じ。）は、次のとおりとする。

業種（小分類）	農業従事者の就業の目標	雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合
581 各種食料品小売業	3人	11%
582 野菜・果実小売業		
761 食堂、レストラン		

※本町の農業従事者割合（令和2年、12.6%）相当を目標とする。

第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

産業の導入と相まって令和9年度までに促進すべき農業構造の改善に関する目標は、次のとおりとする。

1 農家戸数、農業従事者、基幹的農業従事者の現状・見込み

区分	農家戸数				農業就業者数	
	主業農家	準主業農家	副業的農家	計		基幹的農業従事者
令和2年（現状）	266戸	66戸	383戸	715戸	1,791人	1,294人
令和9年（見込み）	239戸	59戸	345戸	643戸	1,611人	1,164人

2 認定農業者、認定新規就農者及び集落営農（以下「担い手という。」）の現状・見込み

（1）担い手の数

区分	認定農業者	認定新規就農者	集落営農
令和4年（現状）	156経営体	17経営体	16集落営農
令和9年（見込み）	169経営体	15経営体	15集落営農

（2）担い手及び基本構想水準達成者の経営規模（単位：経営体（集落営農）、ha）

営農類型	担い手の数		経営規模	
	令和4年（現状）	令和9年（見込み）	令和4年（現状）	令和9年（見込み）
水稻	32	35	453	491
施設野菜	128	138	305	331
露地野菜	53	57	169	183
芝	7	8	81	88

営農類型	担い手の数		経営規模	
	令和4年 (現状)	令和9年 (見込み)	令和4年 (現状)	令和9年 (見込み)
果樹	27	29	52	56
苗	5	5	9	10
肉用牛	12	13	33	36
養豚	2	2	1	1
酪農	5	5	36	39
その他	5	5	11	12

3 農地の集積・集約化の推進、担い手の育成及び地域農業の組織化の方向

(1) 担い手及び基本構想水準達成者への農用地の利用の集積に関する計画（単位：h a）

区分	農用地 面積 ①	担い手及び基本構想水準達成者への 農用地の利用集積面積				担い手及び基本 構想水準達成者 への利用集積率 ②/①
		所有面積	利用権設定	特定農作業 受託	計 ②	
現状	2,460	322	598	230	1,150	46.8%
目標	2,460	322	695	230	1,247	50.7%

(2) 農地の集積・集約化について

離農者が所有する農地が新しい担い手へスムーズに引き渡されるよう、鳥取中央農業協同組合内にある生産部を中心に情報収集を行い、人と農地のマッチングに向けた取り組みを行う。

(3) 認定農業者の育成・確保について

本町は、認定農業者の育成を推進しており、農業振興に関する施策の中には、認定農業者であることを条件としたものもある。この認定農業者は、北栄町農業経営基盤強化促進基本構想により年間所得380万円、年間労働時間1,800時間を基準に、農業者が策定する農業経営改善計画により認定を行っているが、計画の策定及び更新が、自身の営農を見直す良い機会となっている。

また、町が設置している認定農業者協議会は、町内の認定農業者同士はもとより、近隣の町の認定農業者とも意見交換等を行う場を設けており、相互に情報交換を行うことで営農強化支援の一助となっている。

(4) 地域農業の組織化について

水稲については、営農組合等による組織化が進んでいる。

その他の作物については、鳥取中央農業協同組合内にある生産部が主体となり、鳥取県農業改良普及所等の関係機関と連携しながら栽培指導及び販売対策を行うことで、地域農業の組織化を図る。

第5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項

産業導入地区は、鳥取県農村地域への産業の導入に関する基本計画第4の規定に基づき、農用地区域外に設定した。なお、地区内に存在した農用地について、本計画策定前に下記の事項について調整を行った上で、農用地区域からの除外を行っている。

1 農用地区域外での開発を優先すること

道の駅再整備は、交通の要衝に位置する現行敷地を活用し行うが、増加する交通量に基づき設定された必要な駐車場台数及び導入すべき産業の規模からみて用地の拡張が不可欠である。

必要最小限度の用地を隣接地により確保するに当たり、農用地区域であった当該地について、本計画策定によらず、法の定めるところにより農業振興地域整備計画を変更し、農用地区域からの除外を行っており、これにより、農用地区域外において開発を行うものである。

2 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

(1) 集団的まとまりをもつ農用地の中央部に他の用途に用いられる土地が介在し、高性能農業機械による営農への支障が生じないようにすること

本地区内にあった農用地は、周辺農地の中でも端部に位置し、西側には山林が迫っており、将来に亘って農地の拡張性は低い。一方で、本地区の東側は農地が続いており、その集団性は保たれることから、高性能機械による営農上への支障は生じない。また、今後農業生産基盤整備事業や、農地中間管理事業等の農地流動化施策を実施する予定はない。

(2) 小規模の開発行為がまとまりなく行われ、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じないようにすること

まとまりのない小規模の開発行為が行われる予定はなく、また、(1)で述べたとおり、農業生産基盤整備事業や、農地中間管理事業等の農地流動化施策を実施する予定もないため、それらへの支障は生じない。

(3) 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積への支障が生じないようにすること

本地区内にあった農用地を利用して認定農業者等はおらず、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積への支障は生じない。

(4) 農用地区域内の土地の保全又は利用上必要な施設の用地が農用地等以外の用途に供されることによる周辺の土地改良施設の機能への支障が生じないようにすること

本地区内にある土地には北条砂丘土地改良区の受益地が含まれており、その除外を行うが、これによる周辺の土地改良施設の機能への支障が生じないよう、当該土地改良区と調整済みである。

3 面積規模が最小限であること

増加する交通量に基づき設定された必要な駐車場台数及び導入すべき産業の規模からみて必要最小限度の面積としている。

4 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した地域を含めないこと

本地区は、圃場整備事業等（県営畑地帯総合整備事業（下北条地区）、平成12年度～平成20年度）の実施地域に含まれているが、完了後8年を経過している。

また、本地区内において実施が予定されている圃場整備事業等はない。

5 農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

北栄町は、全域が農地中間管理機構事業の重点実施区域に位置付けられているが、本地区内に農地中間管理機構関連事業を実施した農用地及び当該事業を実施する予定のある農用地は含まれていない。

第6 導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

1 施設用地の整備

(1) 施設用地の整備に関する事項

- ①確保すべき面積 3,800.25㎡
- ②用地調達の方法 所有権移転
- ③用地取得及び造成事業主体 北栄町及び国土交通省（中国地方整備局倉吉河川国道事務所、以下、「国交省」という。）
- ④造成年次 令和5～6年度

(2) 施設用地の確保に当たっての配慮事項

用地取得に当たっては、周辺の取引事例、公示価格等を参考にし、地価高騰等がないよう適正な地価の安定に努める。

本地区の周辺には農地が広がっているため、開発に当たっては、周辺の環境保全に十分配慮する。また、鳥取県景観形成条例の規定に従い、緑地緩衝帯を設けるなど、周辺地域と調和のとれた環境整備に努める。

2 道路等の施設整備

(1) 道路

道の駅は、国交省が整備する一般国道9号から直接入退出が可能である。

加えて、町道田井2号線を拡幅整備し、町道を通じた入退出経路も確保し、地域住民の利便性向上を図る。（事業主体：北栄町、整備年次：令和6年度）

計画期間中には、山陰道北条道路及び北条ジャンクションの開通が予定されており、広域からのアクセスも向上する。

(2) 上下水道等

施設への給水は、公共上水道を引き込み、供給する。

事業用排水は、公共下水道に放流する。

雨水排水は、排水処理施設等の設置により、適正に処理する。

3 定住等及び地域間交流の条件の整備

計画期間内において年間33万人の来駅者を見込んでおり、産業の導入が十分に行われておらず、安定した就業機会が不足している地域事情にあっては、道の駅再整備は、成長性と安定性ある産業の導入であるとともに、定住等及び地域間交流の促進に資するものである。

また、生産基盤と生活基盤とが一体的に整備され、地域社会のニーズに合致するものである。

第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の産業への就業の円滑化に関する事項

1 労働力の需給の調整

産業の導入による新規労働力の需給に対しては、農業従事者の確保及び既存の地場産業の労働力との競争を避けることに十分配慮しながら、農業以外の産業への就業を希望する農業従事者を積極的に誘導することとし、指定管理者には、法の趣旨を鑑み、全雇用者数に対する農業従事者が占める割合の目標が達成されるよう指導を行う。また、第6の3において述べたとおり、産業の導入が十分に行われておらず、安定した就業機会が不足している地域事情にあつて、農業従事者のみならず、

らず、地域住民及び地域への移住者等の受け皿となる場を確保し、地域の活性化を図る。

併せて、労働力の需給の不適合の解消に資するよう、高齢者等の就業機会の確保、女性、男性ともに働きやすい環境の整備に努めるほか、若年者等の地元就職が促進されるよう、相談及び援助に努める。

2 農業従事者の導入される産業への就業の円滑化

就業を希望する農業従事者、地域住民及び地域への移住者等がその希望及び能力に応じて円滑に就業できるよう、指定管理者に対して積極的な採用を働きかけるとともに、ハローワーク等の協力を得て、指定管理者の雇用計画、労働条件、業務内容等の情報収集及び提供に努める。

第8 産業の導入と相まって農業構造の改善を促進させるために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

農業生産基盤の整備に向けて、町は、前述した認定農業者の育成を推進する。

新たに農業を営もうとする者の確保に向けた取り組みとしては、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るよう就農相談会等で就農情報の発信を行うとともに、就農希望者の受け入れ環境整備を行う。加えて、教育機関等と連携しながら、学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢のひとつとなるよう取り組みを実施する。

新規就農者の定着に向けた取組としては、町が中心となり、鳥取中央農業協同組合、農業委員、鳥取県農業改良普及所等の関係機関と連携及び協力し、効率かつ適切な支援を行う。また、新規就農者が地域内で孤立することのないよう、同世代の若手農業者との仲間づくりの場を設け、地域農業の担い手として、当該者を地域で育成する体制を強化し、確実な定着へと導く。

第9 その他必要な事項

1 環境の保全等について

町は、本地区に参入する企業に対し、公害防止及び環境保全に関する法令の遵守について指導を行う。

施設におけるエネルギー消費に関しては、再生可能エネルギーの導入及び省エネルギー化を図り、環境への負荷をできる限り増加させないように努める。

道路網の開通により増加する交通量にあつては、交通の安全と円滑が図られるよう、道路管理者と協議及び調整し、道路における危険の防止に努める。

2 農業団体等の参画、関係機関との連携等

町は、産業の導入に当たり、農業団体、商工団体等の関係団体の参画を求め、産業の導入及び農業構造の改善を促進するための措置等について、その円滑な実施が図られるよう努める。

また、本地区に参入する企業と地域社会との相互理解を深め、活力ある地域社会の形成を図るため、その他の関係機関も含めた連携体制の構築に努める。

3 企業の撤退時のルールについて

本計画により再整備を行う道の駅は、地方自治法第244条第1項に定める公の施設である。その運営は、指定管理者制度を採用し、指定管理者が行うこととしているが、指定管理期間中又は指定管理期間満了により撤退することとなった場合は、早急に新たな指定管理者を募集及び選定し、道の駅の運営が円滑に図られるよう努める。

4 実施計画のフォローアップについて

町は、産業の導入状況、導入された産業への農業従事者の就業状況及び産業導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標について定期的に確認するとともに、当該確認の結果を国及び県と共有するよう努める。

上記の確認の結果、計画のおおりの達成が見込まれないことが明らかであると認められる場合においては、町は、目標達成に活かすための具体的な体制、方策について検討し、改善を行う。また、必要に応じて事業計画の変更、縮小及び廃止を含め、適切な制度運営を図るものとする。

立地条件表

令和5年3月調査

産業導入地区の名称

北条地区

造成区分	1 造成済	2 造成中	③ 計画有	4 非造成
売却可能面積	m ²	m ²	約3,800m ²	m ²
分譲可能年月	年 月	年 月	令和5年 4月～	年 月
売却(予定)価格	円/m ²	円/m ²	(未定) 円/m ²	円/m ²

(造成実施主体名)

北栄町及び国交省

(主たる土地所有者名)

個人

地盤・地質

(1) 地質

第2種

(2) 地耐力 (N値)

5~36
(0~35m地点)

(3) 杭打可能な地盤までの深さ

45m

用水・排水条件

(1) 海水利用の可否 (内陸・臨海の別にかかわらず利用の可否を判断する)

(該当する番号を○で囲む)

可	否
1	②

(2) 工業用水道が利用できる場合

工業用水道事業名

利用可能年月

価格

(A) 使用可能量 (余裕水量)

(3) 地下水が利用できる場合
水質 (成分及びppm)

(4) 表流水、伏流水、湖沼水が利用できる場合
水質 (成分及びppm)

(水源名)

(C) 既得水利権を控除した取水可能量

m³/日

(5) 淡水取水可能量
(A) + (B) + (C) 合計水量

(D) 淡水取水可能量

m³/日

(6) 上水道が利用できる場合 (計画を含む)

上水道事業名	利用可能年月日	価 格	使用可能量 (余裕水利用)
--------	---------	-----	------------------

北栄町 水道事業	昭和57年5月	170.5円/m ³	843m ³ /日
-------------	---------	-----------------------	----------------------

基本料金 (10 m³まで) 1,320円、以降1 m³あたり170.5円

(7) 排水条件

種 別

排水先

公共下水道 (北条処理区)

輸送条件

(1) 主要道路への距離

一般国道9号まで

事業区域隣接

山陰自動車道
はわいICまで

4km

地域高規格道路北条湯原道路
北条ICまで

0.5km

(2) 最寄鉄道駅への距離

新幹線駅

岡山駅

92km

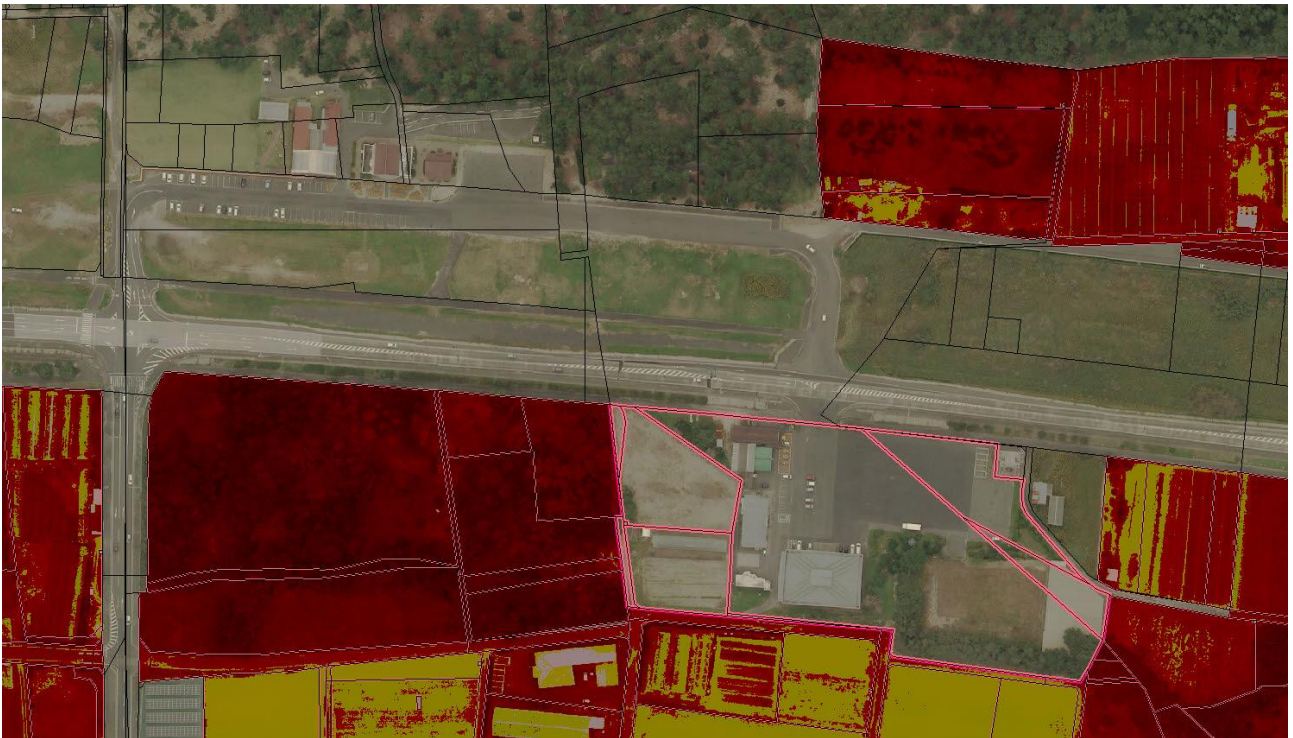
通勤駅

下北条駅

2km

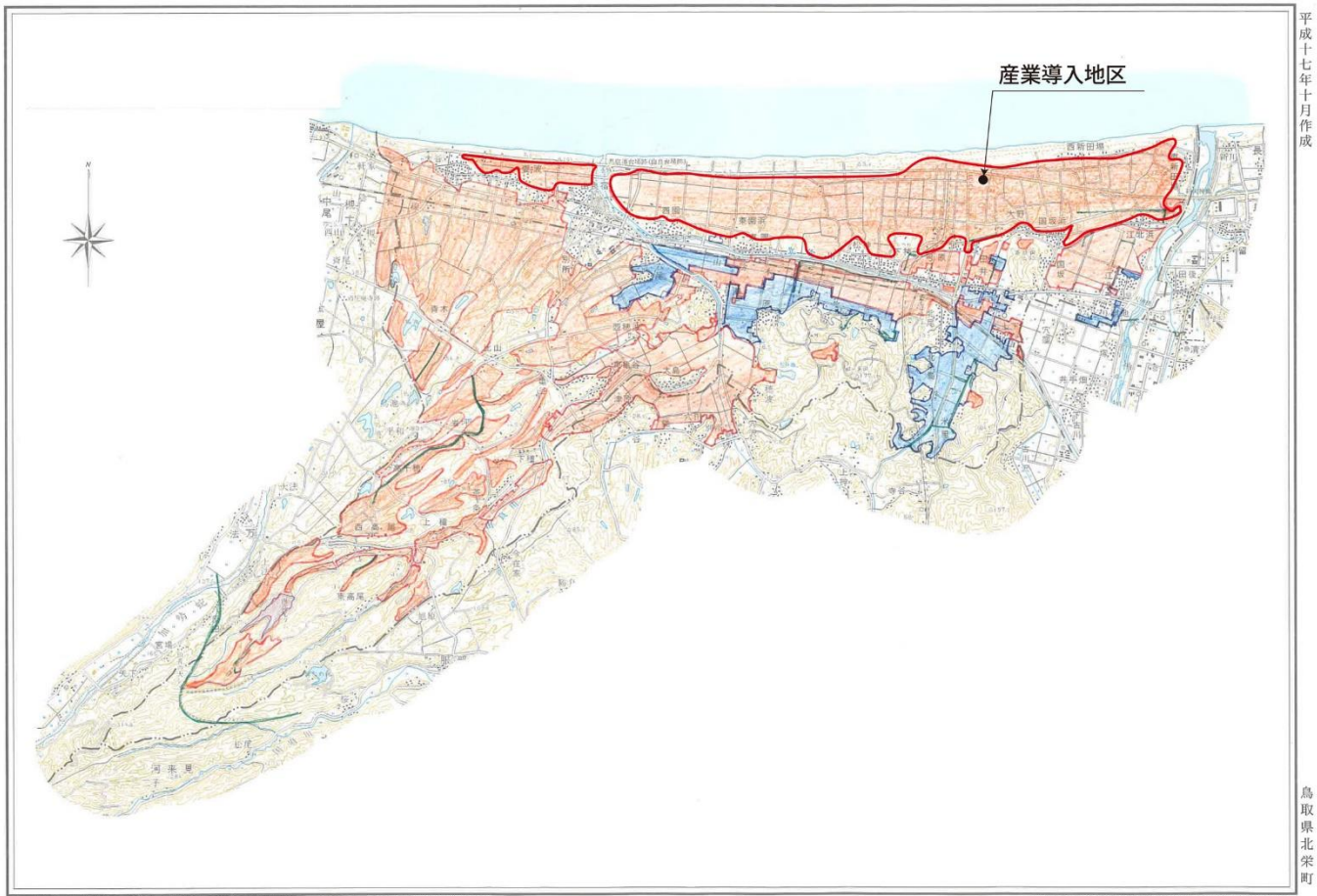
	専用引込線敷設の可否（専用引込線） （該当する番号を○印で囲む）	<table border="1"> <tr> <td>可</td> <td>否</td> </tr> </table>	可	否	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>②</td> </tr> </table>	1	②
可	否						
1	②						
	(3) 最寄港湾への距離 最寄港湾埠頭（公共埠頭） (港名)	<table border="1"> <tr> <td>境港</td> <td>54km</td> </tr> </table>	境港	54km	(水深) <table border="1"> <tr> <td>10m</td> </tr> </table>	10m	
境港	54km						
10m							
	(4) 最寄空港への距離 <table border="1"> <tr> <td>鳥取空港</td> <td>32km</td> </tr> </table>	鳥取空港	32km				
鳥取空港	32km						
電力条件	(1) 産業導入地区に最も近い変電所 又は引込可能高圧線の電圧	<table border="1"> <tr> <td>6,600v</td> </tr> </table>		6,600v			
6,600v							
	(2) 変電所への距離（変電所名） 産業導入地区から距離 がいずれか近い方の番 号に○印をつける。	<table border="1"> <tr> <td>①中国電力羽合変電所 (— KVA)</td> <td>4km</td> </tr> </table>	①中国電力羽合変電所 (— KVA)	4km			
①中国電力羽合変電所 (— KVA)	4km						
	<table border="1"> <tr> <td>2 引込可能高圧線 (— KVA)</td> <td></td> </tr> </table>	2 引込可能高圧線 (— KVA)					
2 引込可能高圧線 (— KVA)							
都市機能	主要都市への距離 (1) 最寄人口 5万都市 (都市名)	<table border="1"> <tr> <td>鳥取市</td> <td>36km</td> </tr> </table>	鳥取市	36km			
鳥取市	36km						
	(2) 最寄人口 20万都市 (都市名)	<table border="1"> <tr> <td>松江市</td> <td>70km</td> </tr> </table>	松江市	70km			
松江市	70km						
人口地域指定	(市町村人口) (1) 産業導入地区所在地市町村人口 (2) 産業導入地区所在地域の人口 (通勤圏に入る市町村) 倉吉市 (46,485人)、湯梨浜町 (16,055人)、琴浦町 (16,365人)、 三朝町 (6,060人)、北栄町 (14,228人)	<table border="1"> <tr> <td>14,228人</td> </tr> </table>	14,228人				
14,228人							
		<table border="1"> <tr> <td>99,193人</td> </tr> </table>	99,193人				
99,193人							
その他							

別紙2 農用地区域図



※ 網掛け箇所 … 農用地区域（本地区内には該当なし）

別紙3 周辺圃場整備等の状況



平成十七年十月作成

鳥取県北栄町

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。（承認番号 平17中地、第113号）」

愛知県の市町村制改正第2号2-537 愛知県の市町村制改正第2号2-537 愛知県の市町村制改正第2号2-537 (株) 乙組印刷社

事業種目	受益面積	事業費	主要工事の名称及び事業量	事業主体	事業年度	備考
県営畑地帯総合整備事業	608.2ha	4,501百万円	幹線水路 L=7,560m 支線水路 L=67,449m 末端水路 608.2ha 制御施設 一式 揚水機場 2ヶ所 幹線水路 L=1,501m 暗渠排水 159.8ha	鳥取県	H12～H20	下北条地区

別紙4 周辺企業の立地状況及び町内産業導入地区位置図



1	株式会社 エナテクス	4	西日本日紅 株式会社
2	株式会社 トリーカ	5	株式会社 寺方工作所
3	株式会社 コンピュータ・サービス	6	日建リース工業 株式会社